

2018年7月31日

スポーツ庁長官  
鈴木 大地 殿

日本スポーツ体育健康科学学術連合  
代 表 阿江 通良

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館所蔵スポーツ関連資料の  
保存と有効な活用に関する要望について

謹 啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、体育学・スポーツ科学・健康科学の学術の発展にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、この度、表記につきまして、別紙要望書を提出させていただきますので、ご高配のほどよろしく願いいたします。

謹白

<添付書類>

別紙 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館所蔵スポーツ関連資料の保存と  
有効な活用に関する要望

2018年7月31日

## 要 望 書

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館所蔵スポーツ関連資料の  
保存と共有に関する要望

日本スポーツ体育健康科学学術連合

この要望は、以下の日本スポーツ体育健康科学学術連合加盟団体が審議を行い、作成したものである。

大阪体育学会  
スポーツ史学会  
（公社）全日本鍼灸学会  
体育史学会  
東京体育学会  
（一社）日本アスレティックトレーニング学会  
日本アダプテッド体育・スポーツ学会  
日本運動疫学会  
日本運動・スポーツ科学学会  
（一社）日本学校保健学会  
日本健康医学会  
日本健康科学学会  
日本コーチング学会  
日本ゴルフ学会  
日本生涯スポーツ学会  
（公社）日本女子体育連盟  
日本水泳・水中運動学会  
日本スプリント学会  
日本スポーツ運動学会  
（特非）日本スポーツ栄養学会  
日本スポーツ教育学会  
日本スポーツ社会学会  
日本スポーツ心理学会  
日本スポーツ人類学会  
日本スポーツとジェンダー学会  
日本スポーツパフォーマンス学会  
日本体育科教育学会  
（一社）日本体育学会  
日本体育・スポーツ経営学会  
日本体育・スポーツ政策学会  
日本体育・スポーツ哲学会  
日本体育測定評価学会  
日本体力医学会  
日本テニス学会  
日本トレーニング科学学会  
日本バイオメカニクス学会  
日本発育発達学会  
日本バレーボール学会  
日本フットボール学会  
日本武道学会  
日本野外教育学会  
日本陸上競技学会  
舞踊学会  
ランニング学会

(50 音順 44 団体)

## 1. 要望の背景

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館（以下、「スポーツ博物館・図書館」）は、昭和34年（1959年）に国立競技場内に開設された日本で唯一の総合的なスポーツ博物館・図書館である。日本古来のスポーツや明治期の西洋スポーツ受容から現代に至るまでの日本の体育・スポーツの発展に係る歴史的資料、1964年東京オリンピック大会に関連する資料など博物館資料約6万件、図書資料約16万件的貴重な資料を収蔵してきた。運営はスポーツ庁が所管する独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、JSC）が担っている。

現在、スポーツ博物館・図書館は、新国立競技場建設に伴い、一時的に休館を余儀なくされている。休館後数年間は、地方での巡回展の開催等により、広く国民と共有する場が確保され、所蔵資料の閲覧・貸出等の博物館機能は一定程度担保されてきた。しかし、平成30年度に入ってから、巡回展の実施、所蔵資料の閲覧・貸出のいずれもが停止している。

その一方で、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控えた状況下で、研究者・教育者による利活用、テレビ等マスメディアからの閲覧・公開依頼、実物展示などを求める声は高まっている。

スポーツ博物館・図書館の将来を検討する諸会議等において、以下の要望を踏まえた議論がなされることをお願いしたい。

## 2. 要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催にあたっては、スポーツの価値がより強く認識され、持続的にレガシーが創出・維持されることが期待されている。

わが国ではスポーツ基本法において、スポーツが世界共通の人類の文化であり、人々の権利であることを謳っている。この基本理念の下、第2期スポーツ基本計画では、スポーツ政策の基本方針として以下の4点が掲げられている。

- (1) スポーツで「人生」が変わる！
- (2) スポーツで「社会」を変える！
- (3) スポーツで「世界」とつながる！
- (4) スポーツで「未来」を創る！

しかし、国民一人一人がスポーツのもたらす多様な価値を享受するためには、様々な方法や活動によってスポーツにアクセスする契機をつくり、関心を持続させ、次世代に向け喚起することが欠かせない。過去のスポーツ関係者たちが残

した歴史的・文化的資料は、これらの方法や活動に歴史的・文化的背景を提供し、厚みを加えることとなり、将来におけるスポーツのあり方の指針を示唆するであろう研究資料でもある。

スポーツ博物館・図書館の収蔵品は、唯一無二の資料が含まれるだけでなく、日本の体育・スポーツ史を俯瞰することが可能であり、収蔵品の総体それ自身が「スポーツ文化財」として捉え得るものである。市民・研究者・教育者による利活用という、博物館機能の重要な側面が停止されていることについて現状が改善され、さらには持続的な機能として維持されることが望まれる。

日本スポーツ体育健康科学学術連合は、以上を踏まえ、スポーツ博物館・図書館に所蔵されたスポーツ関連資料の保存および市民・研究者・教育者による利活用に関し、以下を要望する。

#### **(1) スポーツ博物館・図書館におけるスポーツ関連資料の収集・保存・公開に関する方針の策定**

スポーツ博物館・図書館に収蔵されたスポーツ関連資料が適切な環境で保存・公開され、その価値が確実に伝えられることは、日本の体育・スポーツのレガシー継承の一角をなすといえる。関係省庁および関係組織が中心となって、スポーツ関連資料の保存・公開、ならびに人文社会科学的資料のみならず、自然科学的資料・機器も対象とした将来の収集管理に関する基本的な方針を早急に策定するとともに、必要な経費を確保してほしい。

#### **(2) スポーツ博物館・図書館におけるスポーツ関連資料の利活用の促進**

スポーツ博物館・図書館に収蔵されたスポーツ関連資料を広義の教育的活動において活用し、多様な人々がスポーツにアクセスする契機を促進してほしい。

#### **(3) スポーツ博物館・図書館の位置づけの明確化**

スポーツ博物館・図書館が従来担ってきた、スポーツに係る歴史、文化等に関する総合的なスポーツ関係資料の収集、保管、展示機能を維持するとともに、調査研究に資する機関と位置づけてほしい。

#### **(4) 人的・財的資源の確保**

上記(1)(2)(3)にもとづき、スポーツ博物館・図書館やその他の関連施設が連携し、スポーツ関連資料を適切に収集・管理・保存できる、持続可能性の高い仕組みを構築し、長期的なビジョンのもと、専門的人材の育成、安定的運営のための財源を確保してほしい。